令和５年１０月６日
【　防　衛　省　】

【概要書】

**令和４年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び
倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について**

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和５年１０月
防　　衛　　省

令和４年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について

１　趣旨

本報告は、自衛隊員倫理法（平成１１年法律第１３０号。以下「倫理法」という。）第４条の規定により、内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならないとされていることから、令和４年度(株取引等報告書及び所得等報告書については令和４年）の状況等について国会に報告するもの。(一般職の国家公務員に係る報告と同旨)

２　報告書の概要

(1) 各種報告書の提出件数

・贈与等報告書…１，８４７件（令和３年度　８８２件）(倫理法第６条第１項)
・株取引等報告書…　　１１件（令和３年　　１３件）(倫理法第７条第１項)
・所得等報告書…　　１２９件（令和３年　　１１３件）(倫理法第８条第１項)

(2) 倫理監督官への届出等の状況

・利害関係者との１万円を超える場合の飲食の届出
（自衛隊員倫理規程第８条）　　…５件（令和３年度　　１件）
・利害関係者からの依頼による講演等の承認
（自衛隊員倫理規程第９条）　　…５２９件（令和３年度　５４７件）

(3) 懲戒処分等の状況

・倫理法違反行為に対する懲戒処分の事案…１件（戒告１名）
（令和３年度　０件）
・倫理法違反行為に対する訓戒等の事案　…１件（訓戒２名）
（令和３年度　０件）

(4) 倫理法等の適正な運用の確保等のための施策

①　自衛隊員倫理審査会が行った施策
倫理審査会は、提出された各種報告書について審査を行ったほか、教育資料等に関する指導・助言を行った。

②　防衛省全体として行った施策
ア　自衛隊員等倫理月間（令和５年１月の１か月間）を設定し、当該期間中において次の施策を実施
・部外講師による講演を撮影した講演ＤＶＤの作成・配付等
・全隊員を対象とした教育資料等による教育の実施等
・部内啓発用・部外用の各パンフレットの作成・配付
・事業者等向けe‐ラーニングの実施
イ　各種研修において、自衛隊員の倫理感のかん養・保持等のためのカリキュラムを充実

③　部内の各機関が行った施策
ア　各種会議等において、倫理法の周知徹底等の指示・指導を実施
イ　研修における倫理講座の設定、充実等
ウ　日常業務等において、管理・監督者から部下隊員へ指導を実施
エ　管理・監督者に対して、会議等における指示・指導を実施

３　閣議決定・国会報告

令和５年１０月６日（金）

（参考）

○　自衛隊員倫理法（平成11年法律第130号）（抄）

（国会報告）

第四条　内閣は、毎年、国会に、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

（贈与等の報告）

第六条　部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、防衛大臣に提出しなければならない。

一　当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二　当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三　当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

四　前三号に掲げるもののほか自衛隊員倫理規程で定める事項

（株取引等の報告）

第七条　審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（審議官級以上の自衛隊員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛大臣に提出しなければならない。

（所得等の報告）

第八条　審議官級以上の自衛隊員（前年一年間を通じて審議官級以上の自衛隊員であったものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛大臣に提出しなければならない。

○　自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）（抄）

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第八条　自衛隊員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一　多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。

二　私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第九条　自衛隊員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（自衛隊法第六十三条の承認を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。